

白岡市立篠津中学校

いじめの防止基本方針

いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）

（学校いじめ防止基本方針）

第十三条

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。



＜篠津中学校人権集会の様子＞

はじめに

いじめは、人として決して許されない行為です。しかしながら、どの子どもにも、どの学校にも起こりうることから、学校・家庭・地域が一体となって、一過性ではなく、継続して、未然防止・早期発見・早期対応に取り組まなければなりません。

本「いじめ防止基本方針」は、白岡市立篠津中学校がいじめ防止対策推進法第13条に基づき、生徒が安心して学校生活を送れる学校づくりのため、いじめ防止等の対策を教職員が組織的・効率的に推進するために策定するものです。

「いじめの定義」……いじめ防止対策推進法（平成25年法律71号）

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ」の基本認識

- 1 いじめは、どの子にも、どの学校にも起こりえるものである。
- 2 いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- 3 いじめは、大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- 4 いじめは、いじめられる側にもあるという見方は、間違っている。
- 5 いじめは、その行為の様態により暴行・恐喝・強要等の刑罰法規に、抵触する。
- 6 いじめは、教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- 7 いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- 8 いじめは、学校・家庭・地域などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、三位一体となって取り組むべき問題である。

1 いじめの未然防止のための取り組み

「いじめが起こらない学校・学級づくり」となる未然防止が肝要となります。そのためには、「いじめは、どの学校でも起こり得る」という認識を全ての教職員が持ち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない土壌づくり」に取り組めます。

- (1) 教職員の気づきを大切に、生徒や学級の様子・状況を適宜にまた、計画的に把握します。
→ 日々の生活の観察とやりとり帳の交換。学年・分掌を越えた横断的な報告・連絡・相談。
- (2) 互いに認め合い・支え合い・助け合いができる仲間作りを目指します。
 - ①心の通い合う教職員の協力協働体制をもとに生徒と向き合う温かな学校づくりをします。
→ 学年主任会・生徒指導委員会・教育相談委員会の定例、二者・三者教育相談の実施。
 - ②自己有用感を高める学習活動・学級活動・学校学年行事の充実を目指します。
→ 「はじめに子どもありき」に則った授業での言語活動・自己評価活動の充実。
体験活動（自然体験学習、職業体験、幼稚園訪問、体育祭、合唱祭、人権集会等）
における生徒一人一人の他者性の涵養。
 - ③生徒が主体となった活動の充実を図ります。
→ 生徒会活動の活性化（年度ごとの人権集会と宣言・生徒総会・激励会・あいさつ運動等）、ボランティア活動の参加奨励・募金活動・ひこべえの森整備等）。

④人権教育・道徳教育の充実を図ります。

→ 人権標語作文、道徳授業の充実、啓発物作成。

⑤コミュニケーション活動を取り入れた特別活動の展開

→ エンカウンター、ソーシャルスキル、アサーション、ピアサポートの導入と活用。

(3) 保護者・地域への働きかけを進めます。

→ 定期の学校公開、学校便り等の各種発行、学校応援団の活動、小・中での合同研修、家庭教育学級の実施。

2 いじめの早期発見への取り組み

いじめは、早期発見・早期解決が肝心です。日頃から教職員と子どもは信頼関係の構築に努めるとともに、いじめが教職員や生徒を取り巻く大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力の向上に努めます。また、生徒に関わる情報を共有し、保護者や地域とも連携し、情報を収集していきます。

(1) 生徒がいるところには教職員がいるということを基本に、共に過ごす機会を積極的に設けます。

(2) やりとり帳の交換や日々のやりとりから、生徒・保護者との連携を密にします。気になる内容には、教育相談や家庭との連絡を迅速に対応します。

(3) 教育相談の充実を図ります。

教職員の声かけ(チャンス相談等)、教育相談期間の活用、さわやか相談室の活用、校内教育相談委員会、生徒指導委員会での情報の共有、家庭訪問、電話相談等。

(4) 生活アンケートの実施により、状況を把握します。

(5) 「いじめ情報キャッチ」→「正確な情報把握・共有」→「指導体制・方針決定」→「生徒への支援・援助」「保護者との連携」→「今後の対応」の流れを組織的かつ迅速適切に行います。

3 いじめの早期解決への取り組み

いじめの兆候を発見したときは、問題を軽視することなく、いじめられている生徒の苦痛を取り除くことを最優先に迅速に指導します。また、学校・学年・学級全体で組織的に対応し、再発防止のために継続的に見守っていきます。

(1) 全職員で問題を抱えている生徒について、現状及び今後の指導方法について、情報交換し、共通指導ができるように情報共有を図り支援していきます。学校評価の評価項目に位置づけます。

職員会議、学年主任会、生徒指導委員会、教育相談委員会等。

(2) 教育相談期間の設定、学校公開期間の設定、さわやか相談室の活用、スクールカウンセラーの相談等により、生徒・保護者がいじめに係わる相談ができるような相談体制を確立します。

(3) いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、いじめのない学校・学級づくりへの取り組みを強化します。

(4) 重大事案への展開が予想される場合は、教育委員会・教育支援センターをはじめ関係機関と綿密に連携をとりながら、早期解決を目指します。

4 いじめの問題に向けての校内組織

いじめ防止対策推進法第13条に基づき、学校が、いじめの防止等のために設置する組織を中核に校長のリーダーシップの下、全職員の協力体制を確立し、学校設置者とも適切に連携し、いじめ根絶に向けた組織作り（いじめ防止対策委員会）をします。

【委員会の構成】

この委員会の構成員は、校長・教頭・教務主任・学年主任・生徒指導主任を充てる。個々の事案の状況に応じて、教育相談主任・学級担任・さわやか相談員・スクールカウンセラー等関係する職員が参加する。必要に応じて校長は、関係機関の支援を要請します。

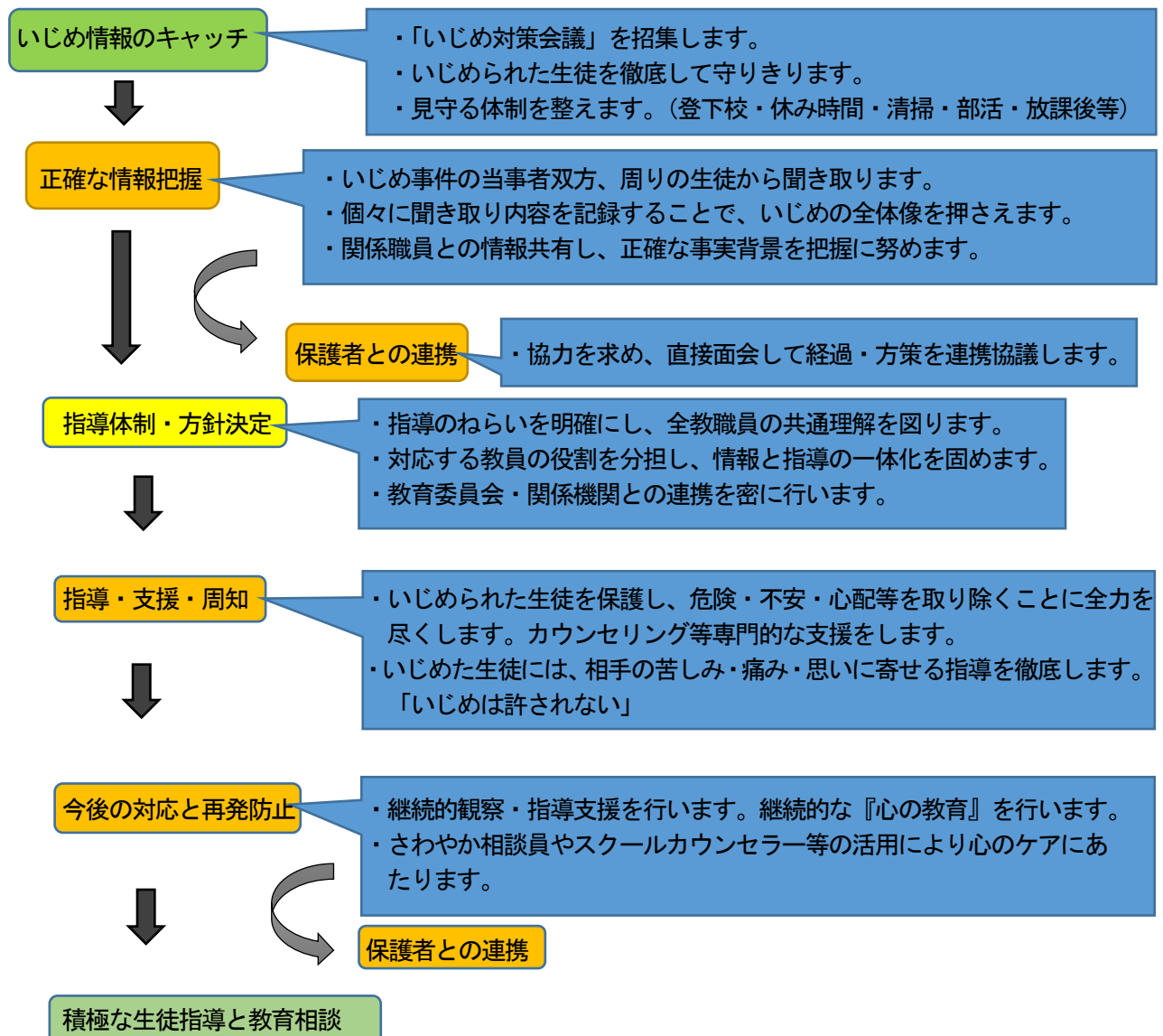
【活動内容】

- (1) 家庭や地域、関係機関との密接な連携を図ります。
- (2) いじめの早期発見・早期対応を図ります。年2回の2者面談。いじめ調査年2回。
- (3) 予防的・開発的取り組み計画を策定し、いじめ根絶に取り組みます。
- (4) いじめの調査情報（記録の保存）については、少なくとも5年保管とします。

【開催】

定期の生徒指導委員会と兼ねて開催します。いじめが発生したときは、緊急で開催します。事案によっては学年を中心とした対応をします。

【基本的な流れ】



5 いじめの防止対策推進法第28条における『重大事態』の対応について

重大事態とは、「生命、心身又は財産に重大な被害」についてです。いじめを受ける生徒の状況に着目して判断すると、

- ・生徒が自殺を企てた場合
 - ・心身に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性疾患を発症した場合
- などのケースが想定されます。
- (1) 重大事態を察知した場合は、速やかに教育委員会に報告します。委員会の支援のもと、校長が中心となって、いじめ防止対策委員会・緊急職員会議を招集し迅速に事案の解決にあたります。
 - (2) 事案によっては、関係機関への要請・報告や学年及び学校の全ての保護者に説明する必要の是非を判断します。必要があれば、当事者の同意を得た上で説明文書の配布や臨時保護者会を開催します。この場合は、当事者の意向を尊重しかつ教育委員会の指導のもとに行います。
 - (3) 重大事案に至る経過を検証し、二度と起こらないために生徒指導体制の点検検証及び教職員の研修を周知します。
 - (4) 生徒の心のケアの充実を図ります。

6 インターネットを通じて行われるいじめ対策

本校では、インターネットの特殊性による危険を理解し情報モラルについての教師の指導力向上に努めるとともに、情報端末の管理者である保護者と緊密に連携・協力し「ネット上のいじめ」が、他のさまざまないじめ以上に深刻な影響を与えることを認識しています。

- (1) 生徒の意識啓発とともに保護者の意識啓発を積極的に推進します。(技術科での情報モラル教育、保護者会、県警「あおぞら」による教室等)
- (2) 技術科・総合的な学習の時間等での情報モラルの際、生徒が陥りやすい心理を踏まえインターネットの特殊性を十分に認識させ、被害者・加害者とならない判断力・活用能力を身につけさせます。
- (3) 相談窓口や警察等の専門機関を周知した、被害を受けているサインを見逃さないなど小さな変化を見逃しません。